

## 西宮市在日外国人学校就学助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、外国人市民施策の一環として、在日外国人学校（教育長が特に認めるものに限る。以下「学校」という。）に在学している学齢児童・生徒の保護者に対する就学助成金（以下「助成金」という。）の交付について必要な事項を定める。

(対象者及び金額)

第2条 この要綱により助成金の交付を受けることができる者は、前条の児童・生徒（以下「児童等」という。）の保護者で市内に住所を有する者のうち、助成申請年度の前年の所得が、別に定める所得基準に該当する者。

2 助成金の額は、児童等1人につき年額85,000円とする。

(交付申請)

第3条 保護者は、助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、助成金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請者に通知する。

(交付)

第5条 市長は、年額の助成金を一括交付する。

(手続きの代理)

第6条 児童等の在学する学校の学校長は、保護者に代わり、助成金の申請書の提出、受領等に関する手続きを行うことができる。

2 前項に規定する手続きを行うときは、学校長は、保護者の委任を受けなければならない。

(助成金に関する調査等)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、助成金の交付を受けた保護者に対し、受給資格等助成金の交付について必要な事項を調査し、又は報告を求めることができる。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、保護者が虚偽又は不正の手段により助成金の交付を受けようとしたときは、助成金交付の決定を取り消し、既に交付した助成金があるときは、返還させるものとする。

(適用基準日)

第9条 この要綱は、毎年7月1日現在において、児童等及びその保護者が第1条及び第2条第1項の要件を満たしている場合に限り適用する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成17年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。